

令和6年関川村議会9月（第7回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

令和6年9月12日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 議会運営委員長報告
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 一般質問
  - 第 5 報告第12号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
  - 第 6 認定第 1号 令和5年度関川村各会計の決算認定について
  - 第 7 認定第 2号 令和5年度関川村下水道事業会計の決算認定について
  - 第 8 認定第 3号 令和5年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について
  - 第 9 議案第56号 関川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
  - 第10 議案第57号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
  - 第11 議案第58号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第6号）
  - 第12 議案第59号 令和6年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）
  - 第13 議案第60号 令和6年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第12号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 6 認定第 1号 令和5年度関川村各会計の決算認定について
- 第 7 認定第 2号 令和5年度関川村下水道事業会計の決算認定について
- 第 8 認定第 3号 令和5年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について
- 第 9 議案第56号 関川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第57号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第11 議案第58号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第6号）
- 第12 議案第59号 令和6年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）

第 1 3 議案第 6 0 号 令和 6 年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○出席議員（9 名）

|       |     |         |     |     |       |
|-------|-----|---------|-----|-----|-------|
| 1 番   | 小 澤 | 仁 君     | 2 番 | 加 藤 | つや子 君 |
| 3 番   | 川 崎 | 哲 也 君   | 4 番 | 近   | 敬 志 君 |
| 5 番   | 近   | 壽 太 郎 君 | 7 番 | 高 橋 | 正 之 君 |
| 8 番   | 菅 原 | 修 君     | 9 番 | 平 田 | 広 君   |
| 1 0 番 | 鈴 木 | 紀 夫 君   |     |     |       |

○欠席議員（1 名）

|     |     |       |
|-----|-----|-------|
| 6 番 | 加 藤 | 和 泰 君 |
|-----|-----|-------|

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

|          |     |         |
|----------|-----|---------|
| 村 長      | 加 藤 | 弘 君     |
| 教 育 長    | 津 野 | 庄 一 郎 君 |
| 政策監兼総務課長 | 野 本 | 誠 君     |
| 地域政策課長   | 米 野 | 哲 弘 君   |
| 脱炭素推進室長  | 大 島 | 祐 治 君   |
| 住民税務課長   | 田 村 | 清 洋 君   |
| 健康福祉課長   | 渡 邊 | 浩 一 君   |
| 健康福祉課参事  | 佐 藤 | 恵 子 君   |
| 診療所事務長   | 須 貝 | 博 子 君   |
| 農 林 課 長  | 渡 邊 | 隆 久 君   |
| 建 設 課 長  | 富 樫 | 吉 栄 君   |
| 教 育 課 長  | 熊 谷 | 吉 則 君   |

○事務局職員出席者

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 事 務 局 長 | 河 内 | 信 幸 |
| 議会事務局主任 | 星   | 拓 也 |

午前１０時００分 開 会

○議長（小澤 仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は９名です。定足数に達していますので、これより令和６年９月（第７回）関川村議会定例会議を開会します。

６番、加藤和泰さんから、欠席の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

---

#### 日程第１、会議録署名議員の指名

○議長（小澤 仁君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、７番、高橋正之さん、８番、菅原 修さんを指名します。

---

#### 日程第２、議会運営委員長報告

○議長（小澤 仁君） 日程第２、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から、本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（近 壽太郎君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る９月３日、令和６年９月第７回定例会議の運営について、役場第２会議室において、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催しました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配布の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告、一般質問を行い、その後、各議案の上程を行います。その後、常任委員会を開催し、付託議件の審査及び調査を行います。

なお、令和５年度各会計の決算審査については、決算審査特別委員会を設置して審議を行います。

常任委員会終了後から13日金曜日及び17日火曜日は、決算審査特別委員会を開催し、各会計の付託議案の審査を行います。

決算審査終了後、常任委員会及び特別委員会を開催し、付託議案の調査を行います。

18日水曜日から20日金曜日までは、議案調整及び委員長の事務整理日とします。

24日火曜日は、午後3時から本会議を開催し、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は、当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。

報告第12号は、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告案件です。報告を求め、質疑を行います。

認定第1号から認定第3号までは、令和5年度各会計及び下水道事業会計並びに簡易水道事業会計の決算認定案件です。一括上程し、決算審査特別委員会を設置し、これに付託します。

議案第56号は、条例の一部改正案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第57号は、規約の変更案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第58号から議案第60号まで以上3件は、令和6年度各会計の補正予算案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は、8月26日正午で締め切り、5名の方が本定例会議において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会において審査をお願いします。

最後に、議員派遣につきましては、本定例会議後に派遣が必要なものは、9月24日に議長提案とします。

以上で報告を終わります。

○議長（小澤 仁君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりに決定しました。

### 日程第3、諸般の報告

○議長（小澤 仁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年6月、7月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり、挨拶の申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

いよいよ稲刈りが本格化する時期になりました。議員の皆様におかれましては、ご多用のところ、令和6年関川村議会9月定例会議にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

さて今年は、能登半島地震に始まり、全国各地での豪雨、そして台風10号による被害と、自然の猛威が日本列島を襲う年でございました。

そうした中ではありますけれども、村では34回を数えますえちごせきかわ大したもん蛇まつりが8月に開催をされまして、大蛇パレードの終点の道の駅では、これまでにない多くの方々に観客として訪れていただきました。花火の打ち上げも含めまして成功に終えることができました。そのまつりでございますが、先般国土交通省から、第1回のNIPPON防災資産の優良認定ということで、全国で11か所でございますが、その中の認定を受けました。これは、祭りを通じまして災害の伝承をしていると、それに寄与しているということで、その実績が認められたものでございます。また、サントリー財団からは、地域の文化の向上あるいは地域の活性化に貢献した取組ということで、そういった団体に送られますサントリー地域文化賞というのがございまして、今年は全国で5つ選ばれていますが、その1つとして関川村のえちごせきかわ大したもん蛇まつりが受賞することになりました。これまでに関わっていただきました多くの皆様に感謝申し上げますとともに、これからもこの祭りをしっかり引き継いで、関川村の一大イベントとして続けてまいりたいと思っております。

さて、今定例会に提案いたしますのは、財政判断比率等報告案件が1件、決算の認定案件が3件、条例の一部改正案件1件、広域連合の規約変更案件1件、補正予算案件3件、以上合わせて9件であります。

追って上程の際に詳細にご説明申し上げますので、慎重審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小澤 仁君） 以上で村長の挨拶を終わります。

#### 日程第4、一般質問

○議長（小澤 仁君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は5名ですが、6番、加藤和泰さんが欠席のため、4名の発言を許可します。

初めに、7番、高橋正之さん。最初の質問を許可します。

○7番（高橋正之君） おはようございます。7番、高橋です。よろしくお願いをいたします。

私からは、ソーラー発電とバイオマス発電について質問をさせていただきます。

環境省から、令和4年12月に脱炭素先行地域に指定を受け、1年半が過ぎました。脱炭素先行地域づくりの事業の中で、ソーラー発電事業とバイオマス発電の2点について伺います。

まず、ソーラー発電について。先般ソーラー発電の現状について説明をしていただきました。屋根置きソーラーについては、積雪荷重超過によりほとんどが設置不能とのことでありました。野立てや垂直パネルの設置を再検討していると説明がありましたが、検討結果をお伺いいたします。

1つ、野立ての箇所数と場所や規模について伺います。

2つ目、駐車場に設置する垂直パネル、これは社会福祉協議会の駐車場であります、これは計画どおり進めるのかどうかについてお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 高橋議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、太陽光発電の野立ての箇所数と場所、その規模についてでございます。

野立ての箇所は2か所で、関川中学校のテニスコート脇に458.9キロワット、あと社会福祉センター敷地に25.8キロワットを予定しております。いずれもふるさとエネルギー株式会社が事業主体となり、マイクログリッドに接続させるものです。マイクログリッド以外での野立てとしましては、関川浄化センターに100キロワットの設置を予定しております。なお、それ以外の太陽光発電設備については、垂直両面型パネルをど〜むの駐車場、雲母の水源地、松平、滝原の草地に、そして壁面パネルを女川ふるさと会館、安角ふれあい自然の家に、また屋根置き型としては、村民会館屋上にそれぞれ計画をしております。これらは当初、陸屋根や学校等瓦屋根に計画しておりましたが、調査した結果、構造上設置できないことが判明したため、計画は変更して事業を実施するものでございます。

次に、社会福祉センターの駐車場への垂直両面パネルの設置につきましてですが、これは見送ることといたしました。7月の脱炭素調査特別委員会におきまして、議員の皆様から、駐車場利用者の利便性などの面から不安があるとのこと意見をいただいておりますので、再考したものでございます。雪国での先進地事例はあるものの、昨今の気象状況を踏まえると課題も払拭できない、そういう懸念もありますこと、また、先ほどご説明いたしました代替の設置により、予定しておりました電力がある程度確保できることなどの理由から、計画を変更したものでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

それでは、マイクログリッドに接続する電源について追加の質問をさせていただきます。

今ほど答弁いただきました中学校と社会福祉協議会の野立てがマイクログリッドに接続するというお答えをいただきました。野立て以外も含めマイクログリッドに接続をされる発電設備、これを教えていただきたいと思いますのですが、お願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

今ほど村長から答弁をさせていただきました中学校、それから社会福祉センターの野立て、これ以外では、令和5年度事業で設置したコラッシュの46.4キロワット、それから脱炭素推進センターの4.95キロワット、これから村民会館の屋上に設置する予定の太陽光168.6キロワット、ど～むに設置する小型風力発電、これが6キロワット、それからゆ～む脇に設置を計画しております木質バイオマス発電の98キロワットという形になります。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

マイクログリッドに接続される設備のうち、太陽光発電設備の合計の出力は何キロワットになるのかをお聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） お答えをさせていただきます。

太陽光パネルのみということで、出力の合計といたしましては、約700キロワットとなります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

今ほどのパネルの設置は当初の計画に比べて、どのぐらいの増減があるのか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 当初提案書の段階の話を少しさせていただきますが、提案書段階での計画で皆様にお示しをした際には、648.5キロワットの太陽光を設置という説明をさせていただいたところでした。その後、マイクログリッド構築に当たって、接続する施設数、こちらを増やしましたので、その分含めて合計をしますと、1,050キロワットほど、約になります。約1,050キロワットが、各施設の屋根であったりということで設置する予定でございました。増減といたしましては、パネルの出力数でいうと、348キロワットほど減少をしている状況でございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

設置するパネルの量がそれだけまず減っているわけですが、電力はどの程度賄えるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

各施設の自家消費バランスとこういうところで、マイクログリッド構築に合わせて試算をしていたものに基づいて説明をさせていただきます。接続する施設全体では約166万1,000キロワットアワーの電力使用、これが年間で使用実績がございます。これに対しまして、太陽光パネルで発電して、発電した電力を施設のほうで消費できるという量につきましては、約56万4,000キロワットとなっております。ですので、約34%、5%ほどが太陽光発電によって賄われるという格好になります。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

木質バイオマスとか小型風力の発電分を合わせるとどうなるのか、その辺お聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 高橋さん、どうなるのかというのはどういった意味合いですか。

○7番（高橋正之君） 発電分ですね。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 木質バイオマス、小型風力の発電分を合わせると、今現状で使われている電力量の中の何%になるかというところでございますが、約110万キロワットアワーが再エネに変わるという格好になります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

それでは、全体で消費される電力との差はどのように考えておられるのか、お聞かせいただけますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） まず、基準としましては、使われているものの電力量の中という格好と、今回の脱炭素で進めているものというのは太陽光パネルで発電されたものをいかに施設で自家消費するかという観点の、そちらのほうで環境省のほうからは認定をいただいているという状況でございます。その中で、施設の省エネ化という部分も含めてその差になる部分については、削減も図った上で、オフサイトの電源等からの供給で再エネ100%としたいというふうを考えているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） それでは、提案する時点で計画が大き過ぎたのではないかと考えてしまうん

ですけれども、その点についてはどのように考えておられるのか答弁を求めます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） まず、当初の提案書の段階での考え方というか考え込みの仕方ですが、個々の施設で年間使用している電力というところを意識しまして、そこに最大限設置するということを計画に盛り込んで、環境省からは認定をさせていただきます。その施設ごとを一本の自営線で結ぶという計画で立案をしてございました。先進性とかモデル性、こちら意識して計画はさせていただいております、決して過大な計画であったというふうには考えてございません。

今現状につきましては、小学校と中学校、ふれあいど〜む、こちらもマイクログリッドにつなぐ計画にしていますが、当初は、ここの施設についてはマイクログリッドに接続しないという格好で最大限パネルを設置するという計画だったので、個々の施設ごとで見ると過大ではなかったというふうに考えております。

それで、今回の見直しによって、施設そのものをマイクログリッド構築、各施設を結ぶという中で、施設間の電力融通というところをきちんと計算をしていただきましたし、こちらも確認をさせていただいて、結果として設置料を減らすこととしたものでございます。あわせて、せきかわふるさとエネルギーの採算という部分も意識しながらこの設置料という格好で考えておりますので、当初の計画、決して過大なものであったとは考えておりません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

それでは、小型でも小さいのでもいいんですけれども、蓄電池を設置して、ためておくというふうにしておいたほうがいいのではないかなと思うんですけれども、その辺についてはどんなものなのでしょう。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今ほど議員からご指摘をいただきました蓄電池について、検討をさせていただいております。当初は、各施設ごとに入れていく方向で考えておったところなんです、確かに蓄電池を活用していけば、電力融通であたり使用電力の確保という部分も、少し向上するかなというふうには考えておったところです。ただ、この小型の蓄電池なんですけども、インシヤルコストという部分も非常に大きくなってしまいうところもありますし、小型蓄電池の数を増やすという、EMSで、エネルギーマネジメントシステムというやつでコントロールするのですが、非常に技術的にコントロールが難しくなりますよという指摘もいただいております。さらに、蓄電池のランニングコスト、数が増えればそれだけランニングコストが増えるという部分であたり、耐用年数後に入替えをする費用のほうも計算を、計算というか今年度に大きな負

担が生じないように検討した結果、蓄電池という部分も、マイクログリッドに接続する大型のものに寄せる格好で蓄電をしていこうという格好にしたものでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございました。

それでは、まずはその2か所の屋根置きだけでなく、先行地域の事業をまず早く目に見える形にしてもらいたいと考えていますので、しっかり事業を進めていってもらいたいと思います。

それでは次に、木質……

○議長（小澤 仁君） 一問一答ですので、区切ってください。1問目の質問よろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、2番目の質問を許可します。

○7番（高橋正之君） 次に、バイオマス発電についてお願いをいたします。

8月の新聞に、村上の日に木質バイオマス発電の計画はされると載っておりました。隣の村上に施設ができるとなれば、材の切り出し、運搬、チップの製作などの心配がされますが、その辺についてどのように考えておるのか。村の木質バイオマス発電事業は、まだどこまで進んでいるのか、詳細についてお伺いをいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） バイオマス発電についてのお尋ねですが、村上市で計画されております民間事業者による発電は、出力が2メガワットと大変大きくて、木材の必要量も3万トンという、大変大きな事業だと、これ新聞報道であったところでございます。

議員ご指摘のとおり、近隣市町村にこうした施設が増えますと、材の奪い合いということにもなりかねませんし、その辺については、私たちとしまして、若干危惧はしております。村が進めようとしております発電事業につきましては、森林のワーキンググループでの検討で、あるいは木材の事業体へのヒアリング等を踏まえまして、年間4,000トンぐらいまでの材であれば供給可能だという結論が出ておりまして、その判断に基づきまして、燃料材の確保は可能と考えているところでございます。

バイオマス発電事業の進捗についてですが、昨今の物価高騰もありますし、事業の採算性について再度調査をしているところでございます。あわせて発電事業の主体となる事業体を現在模索しているという状況でございます。以上です。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございました。

ただいま答弁にもありましたが、材の奪い合いになるのではないかと、私どももそういうふうな心配をしております。そうならないためにも、早期に事業に取りかかるべきではないかと考えます

が、いつ発電できるような計画になっておるのか、その辺お聞かせをいただきます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） それでは、今ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

今現段階の計画では、令和7年度中の設備の完成をしてもらって、可能な限り早くマイクログリッドに電力の供給をしてもらうということを目標に事業者の募集をやっていきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

燃料になる材木ですけれども、いつ頃から集める必要があるのかその辺についてお聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今ほどの材をいつから集め始めるのかというご質問でございますが、木材についてはその木材の含水量であったり乾燥度合いにもよるのですが、一般的にはおおむね半年ぐらい前から材の貯木が必要になるというふうに聞いているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

それで、地元である森林組合さんあたりからはどのくらいの量を調達できる見込みなのか、その辺お聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 森林組合からという限定された格好でございますと、森林組合からヒアリングをさせていただいた結果、4,000トンのうち2,000トン程度であれば可能という回答をいただいております。今後その材の協定の締結という格好でお約束をいただくような格好で今考えているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） 森林組合さんからは2,000トンなんですけども、そのほかの2,000トンというのはどのあたりから、地元業者でしょうかね。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 森林ワーキングの中でもその辺検討させていただいております。その中では、森林組合だけではなくて村内で林業の施業を行っている事業体の皆様にもヒアリングをさせていただいておりますし、村内で森林経営計画立案されている事業体等にもヒアリングをさせていただいております。その中で、村内木材を使用するということでご協力いただける旨の返答はいただいておりますので、残りの2,000トンについても村外から持ってくるというものではなく

て村内で施業された中から調達をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございました。

次に、発電について伺います。ゆ〜む脇以外でどこに設置予定なのかお聞かせをいただきます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） ゆ〜む脇以外での設置でございますが、アドバンス関川工場を利用させていただいて設置をしていきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

ゆ〜む脇に設置する発電設備では熱も利用すると聞いておりましたけれども、アドバンスの工場に設置した場合は熱はどのようにするのかお伺いをいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 現状ではアドバンスに設置するバイオマス発電設備の熱につきましては、チップの乾燥にその熱を利用していきたいと考えているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございました。

先ほどの答弁で、物価高との答弁をいただいたんですが、大体どのぐらいの事業費が上がっているのかその辺についてお伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） この設備については、発電事業者そのものが入ってきてもらうという計画でございましたので、こちらとして全ての見積りという部分を取っていないような状況でございますが、現状コンサルタント会社であったり設備のメーカーさんに問い合わせたところ、2割から3割程度は当時の計画に比べて事業費のほうが上がっているという回答をいただいているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

2割から3割、かなり事業費が上がっている中で、事業主体募集というふうに聞きましたけれども、発電事業だけでなく熱を使った農業なんかの組合せですね、そうして募集していかないと、運営するにはなかなか、事業体はなかなか現れないのではないかとというふうに心配するんですけれども、その辺のところはどういうふうにお考えなのか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） まず、バイオマス発電、今難航している理由ですけれども、参入する企業の

収支考えますと、まずは我々が今地元の材を使って地元で消費しようという私は考えているんですけども、そのやり方はなかなか収支難しいんです。今どんどん、村上也そうですけれども、やっているところは、地域の材をだんと切って、そのエネルギーを遠くに売るというやり方で採算を合わそうとしているわけですね。それだと、村の財産がもう外に出てしまうということで、私が地消地産をしたいということとちょっと反しますので、自分たちの賄える電力を自分たちの材で賄いたいという思想でやっていますから、材を昔のF I T制度で売るという制度では考えていないんです。それですごく難しくございまして、しかも小規模だとまさにコストが合わないということです。大規模な提案はいただくのですが、大規模になるとそれこそ心配されている山が丸裸になるのではないかなというようなこともありますし、そう思っている中で今回村上がそういう話が出てきてね。我々はあまり材の取り合いもしたくないし、なるべくコンパクトで発電をやりたいということで事業者を募集をしていて、なかなか、何社かあったんだけど、ちょっと駄目だ駄目だということで、また別のところを今調整しておるところです。その際には、おっしゃったとおり、小さな発電ではペイしないので、それに合わせた熱利用とかそういうのも含めて、議論をこれからもしなければならぬと思っていますし、場合によっては候補地も、今考えていますけれども、企業主導によってもう少しここがいいとかという話も出てくるかもしれません。我々今問題にしているのは、そういう議論をしなければならないんですけども、一方で、環境省の補助金の金額が決まっているので、そこでどうするかということで鋭意調整をしているということで、大変今難しい状況ではありますけれども、なるべく早く見えるような形にしていきたいなと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございました。

頑張ってやってください。よろしくお願いします。

私の質問はこれにて終わります。

○議長（小澤 仁君） 次に、2番、加藤つや子さん、最初の質問を許可します。

○2番（加藤つや子君） 2番加藤つや子です。よろしくお願いいたします。

それでは1つ目の質問です。道の駅の周辺整備事業についてでございます。

5月の臨時会議で道の駅周辺事業として渡邊邸の土地を1,000万円で購入されております。現在、木の伐採も行われて、明るく見晴らしもよくなったなと感じておりますが、この事業においては、観光事業の拡大と渡邊邸への集客増が図れると考えております。渡邊邸の裏口までの観光客向けの動線、そこを整備して、車椅子の乗り入れができるスロープの設置、バリアフリー化ですね、室内で使用する乗換え用の車椅子の配備があれば、渡邊邸まで入れると考えます。また、室内に車椅子の移動用敷物の設置をすることで、村のシンボルともいえる重要文化財で障害のある方にも配慮された観光を促せると考えます。これについて所見を伺います。

○議長（小澤 仁君） 1つ目の質問ですよ。

○2番（加藤つや子君） 2つ目でございますが、重要文化財を利用した定期的なイベント等を開催し、集客とリピーター確保を積極的に行う取組が必要と考えます。これについての所見も伺います。以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の渡邊邸のバリアフリー化についてでございますが、車椅子での渡邊邸観覧の現状は、表口は役場側の正面を開放し、そこから入館をいただいております。裏口については、入館口が設けられるのかどうかも含めて、渡邊家保存会で検討されているところでございます。裏門から館内に入るまでの間は、段差や水路など障害物も多い現状であります。必要な対応について村も一緒に知恵を出してまいりたいと考えております。

室内の車椅子対応についてですが、畳の上の車椅子の利用は難しく、他の文化財のように板張りの廊下がないために観覧に制限があるのが実態でございます。そのため、室内用車椅子の整備や、各部屋にカーペットを敷き車椅子の動線を設けるなどの検討がされているところでございます。

いずれにしても、障害のある方もない方も安心して観光していただくことは、誘客促進の上で大変重要な視点でございますので、議論を前に進めていきたいと考えております。

次に、渡邊邸の集客促進についてですが、この8月から新たなイベントの企画等を目的として、地域おこし協力隊を採用したところでございます。協力隊には、新たなイベントやワークショップ等の企画をはじめ、蔵の活用などを通して集客アップにつながることを期待しております。村も協力隊や渡邊家保全会と協力しながら、新規事業等の展開に努め、入館者やリピーターの確保に努めてまいります。早速協力隊の企画提案により、9月1日から渡邊邸を含む周辺施設でのスタンプラリーを始めたところであり、若者など新たなターゲット層の掘り起こしに期待をしているところでございます。今後、村と渡邊家保全会との意見交換の場を定期的に設けることとしており、これまで以上に連携を強化し、文化財の利活用をはじめ新たな観覧客の掘り起こしとリピーターの確保に努めてまいります。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） ありがとうございます。

それでは、新たなバリアフリー化の構想を立てた場合に、村でそれに基づく予算は発生する予定でしょうか。お伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのご質問にお答えします。

まず、今年村で購入した土地というのは道の駅周辺整備事業の一環として、歴史館側からの渡邊

邸の裏門までの土地になります。そこについて、村のほうで来年度道をつけるということで、整備事業を予定しております。あと裏門からの中になりますけれども、こちらのほうについては渡邊家の所有になりますので、今のところ村のほうで予算が発生するというようなことは考えておりません。終わります。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） 予算は発生することはないとおっしゃっていますが、実際表門から障害者の方が入られて、見るところは限られておりまして、やはり裏門からの入り口を整備していただいて、障害者の方が見れる場所をやはり少しでも多くしていただけることが必要かなと思っております。実際に、中に入られた方も、ここしか見れないんだねというようなお話を聞いておりますので、この辺については今後予算が発生しないと言わずに、予算をいただいて、保存会とともに改修していただくような構想を練っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 今予算の議論になっていますが、どうするかというのはまだ決まっていないので、まず渡邊家と議論してどんな形でいいのかと、それでどれぐらい予算かかるのかという議論の中からどういう形でそれを捻出するかというのは、その次の展開だと思っていますので、中身が決まっていないので今予算持ちますなんていうことはちょっと言えない状況です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） 分かりました。

それでは、先ほどのイベントの件でございますが、新たなイベントの立ち上げを考えているということでございます。以前であれば、コロナ前なんですけれども、音楽鑑賞、コンサート、それから演劇、それから障害者アート展などを企画していただいております。実際、歴史的資源を活用した観光のまちづくりを推進する事例の中でも、様々な文化財を利用した、イベントだけではなく、宿泊等の誘客のための事業をやっておる事例もあります。今後、商工会や温泉組合、それからほかの企業と共同してそういったイベントを計画していくような考えはありますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのご質問にお答えします。

まず、協力隊を今年採用したわけではありますけれども、今議員のおっしゃるように宿泊とか、協力隊もいろいろな渡邊邸を活用した企画の案を今持っている状況でありますので、まずそちらのほうについてはなるべくこれまでの取組と違った新しい取組を通して、新たな客層の掘り起こしにつながられるように村と一体となって取り組んでいきたいと思っておりますし、また今お話にありましたように商工会と温泉組合とも、関係団体との連携は必要不可欠とは考えております。実際に米沢街道の検討会、山形のほうにありますけれども、実際渡邊邸を使った映画の上映等というお話も今い

ただいているところですので、そういったところとも連携しながら、いろんな方の集客に努めていきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） 大変期待される答弁ありがとうございます。

これで1つ目の質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 2番目の質問を許可します。

○2番（加藤つや子君） それでは、2番目の質問をさせていただきます。

村では防災訓練を毎年行うこととなりましたが、防災計画に記載されている避難場所の空調整備それから備蓄等の点検は重要であります。具体的な対応をどのように行っているか伺いたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 避難所の空調設備についてですが、女川地区のふるさと会館など現在利用している施設にはほとんど整備をされておりますが、廃校となった校舎への設置については限定的となっており、また小中学校への整備も課題となっております。空調設備につきましては、近年多発しております災害そして異常な暑さを考えますと、整備の必要性も感じているところでございます。しかしながら、多額の経費を要することから、まずは中学校への整備について検討を進めていきたいと考えているところです。

次に、備蓄品の点検についてでございますが、年に一度棚卸しを行い、賞味期限切れのものなどの入替えを行っているところでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） それでは再質問させていただきます。

空調整備、多額のお金がかかるということでございますが、中学校の整備をまずは第一にということでございます。具体的にその整備内容を教えていただきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） お答えいたします。

具体的な内容は、今検討中ということでございますが、避難所のことだけを考えますと、体育館に整備をしたいところではありますけれども、学校側からは、まずは特別教室等を優先してほしいという声があります。よって、それらのすり合わせをする必要がございます。またあわせて財源も文科省のほうが有利なのか、防災系のほうが有利なのか、その辺も併せ持って総合的に判断をしていきたいと思っております。全て整備することは、なかなか一気に難しいかなという状況でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） それでは、中学校から始めるというお話でしたけれども、廃校のほうは、現在廃校もかなり傷んでおりまして、空調整備するとかという問題ではないような気もするのですが、避難所として活用できるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり老朽化が進んでおりますが、一方で避難所というのも考えていかなければいけませんので、まずは現状を維持しながら避難所として使っていきたいというのが基本でございます。その上で、空調設備につきましては、昔の小学校でいいますと、沼、金丸にはないんですけども、そのほかは教務室あるいはランチルームとか1部屋ぐらいにはあります。それだけでいいのかという話もありますけれども、財政の観点あるいは利用の状況から、まずは先ほどの答弁ですけれども、中学校から整備をしていくということで、今現在は具体的な旧小学校への計画はないというのが実態でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） 今ほどの答弁では村民がやはり不安になるのではないかと考えます。やはり災害は明日にでも今日でも起こる可能性はありますので、村民が安心できる避難場所というのをやっぱり最優先して考えていかなければならないのではないかと思います。沼、金丸においては避難したときにどうなんだというところで、別な場所、避難場所を考えることはできませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 今ちょうど10月の防災訓練に向けまして地区説明会を行っているところでございますが、実際、沼、金丸地区に行きますと、小学校へ避難するという住民はほとんどいなくて、近くのどこどこに避難するという計画を各集落で立てております。一方で、土砂災害とかいろんな状況を考えられますので、やはりせっかくある施設も有効に活用しなければいけないというの、一方で捨てることなく、計画上は持っておく必要があると思いますので、老朽化が進んでいるというのが実態ではございますが、それらを併せて整備できる範囲で行っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） それでは、備品のほうなんですけれども、1年に1回点検をしているということでございますが、これは、2次災害に備えた備品も整備されておりますでしょうか。例えば、避難後、熱中症、感染症それからアレルギーに対応した食品があるとかないとか、そういったようなものがなければ2次災害も発生しかねないと思うんですが、その辺の備蓄の関係はいかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 実態といたしましては、飲料水であつたりご飯であつたり副食であつたり、毛布だとかトイレの関係だとか、そういうのが中心で、今議員ご指摘の２次用の物資というのはほとんどないのが実態でございます。村では順次そろえていかなければいけないというのがありますが、一方で、全てが村で準備するのも難しいという実態がございます。これについては、国の政府の広報では、自分の分は自分で３日分準備してくださいとか、あるいはアレルギー体質の方は何週間分準備してくださいとかという広報はしていますが、村でこの辺もあまり住民に伝えていないという実態もありますので、この辺周知をしながら、できる範囲でそろえていきたいというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○２番（加藤つや子君） 実際住民が自分で準備をするということも基本でございます。しかしながら、全世帯にそれをPRしていることも少ないかなと思いますが、高齢者世帯なり障がい者世帯なり、やはり自分で準備できない世帯もあります。そういった世帯に対して、防災グッズの配布などは考えられませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 今現在はそういう計画はございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○２番（加藤つや子君） できるだけやはり村民の安全と安心を図るためには、そのようなものをきちんと準備できる体制を取っていく必要があるかと思えます。これについては対応していただけるよう提起したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） どんどん多発しておりますし様々な災害がありますので、防災の備えをするということは大変極めて大事なことだと思っております。今ほど政策監が申し上げましたとおり、個人で準備できること、それがもし周知不足であればしっかりどう周知するのか、あるいはできない方はどうするのかというのは、それぞれ個人、あるいは集落、コミュニティ、村、そういうそれぞれ役割分担の中でお互いにやれることをしていこうという立場で、役場が全てを用意するというのは現実的に難しくございますので、まずはそういった防災に対する意識を高めて、自助が進むような取組は積極的に広報なりしていきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○２番（加藤つや子君） それでは、防災教育も含めて住民に対する周知、啓発を丁寧に行っていたきたいと考えております。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 休憩します。11時15分まで。

午前 11 時 02 分 休 憩

---

午前 11 時 15 分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩を閉じ会議を再開します。

一般質問、次に10番、鈴木紀夫さん。

最初の質問を許可します。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木紀夫です。

村の公共交通機関の一翼を担っているローカルバス、この運行会社がドライバー不足を理由に全路線廃止の打診を打ち出してきた。現在、小中学校の通学の足としての役割も担っており、バス路線の廃止は、村民の生活に大きな痛手となります。この問題に対し、村単独での解決は難しく県に要請を求めたとあるが、支援の要請内容について伺います。また万が一、全廃となった場合の対応について、村長の考えも併せてお伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

路線バス廃止の問題についてでございますが、先般新潟交通観光バス株式会社から村に対し、ご指摘のとおり運転士不足のため路線維持が難しいと、全線廃止もあり得ますよという話がありました。村としては、すぐに承諾できるわけでもございませんので、現行を維持するための方策について、バス会社を含め検討を始めているところでございます。そのような中で、県知事と懇談する機会がありまして、まずはこうした現状について知事にご理解をいただこうということで、路線バスのこうした現状について問題提起を私がいたしました。具体的には何を言ったかといいますと、仮に路線バスが廃止をされ、市町村がバス会社にその路線の運行を委託をするという場合に、通常ですと路線バスに赤字補填として、これまで県の補助制度が適用されて補助金が県から来るんですけども、村が委託事業でやるとなると村の全額の負担になってしまうという問題がありましたので、これを問題提供をさせていただいて、その会議の場ではそれはフェアじゃないですよという話をさせていただいたところです。したがって、県に対しまして、具体的にこういう支援をしてくれというような話をその場でしたわけでもございませんが、知事は私が話した内容につきましてご理解をいただいたということでございました。

次に、全廃になった場合の対応についてですが、全廃になろうが一部廃止になろうが、まずは、今メインとなっています通学手段であるスクールバス、この機能をしっかり確保していくというのが第一の使命だと思っております。したがって、直営あるいはバスの委託運営など来年4月からの対応を検討しているところでございます。また、生徒ではない一般住民の利用に関しましては、デマンドタクシーの運行の拡大についてを検討し、地域公共交通がしっかり確保されるよ

う努めてまいりたいと考えているところです。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは再質問をさせていただきます。

8月22日に地方紙新聞で表紙にこのバスの全廃の記事が載りまして、非常にびっくりしたところではありましたが、その後テレビのニュースでも同じような内容の報道されていました。そのところで、6路線あるところを2路線にし、あとは村のほうですするというような方向を示された回答が出ていたんですけれども、それはもう決定したということではなかったのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのご質問にお答えします。

まず、2路線についての回答になりますけれども、これまで新潟交通観光バスと協議をする中で、今後営業所の運転士の数が増えるというお話、説明がありました。当初は全線撤退についてという打診ではあったのですが、2名残るのであれば、2路線だけでも村としては残してもらいたいという要望を新潟交通観光バスにしてみました。その協議の中で、新潟交通観光バスのほうから、村上営業所から一番近い女川朴坂線とそれから桂線について対応できるかもというお話がありましたので、そこはまだ正式な決定ではありませんけれども、一応そういうことでこの2路線、報道されていたのだと思います。終わります。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 2路線の女川線と桂線、今現在バスの小中学生の足となっている部分が6路線、そのうちの5路線が新潟交通の民間にお願いしていると、あと1つは、この桂線とあとは金丸、田麦もありますが、それはタクシー会社をお願いしているような状況だと思うんですけれども、これを女川以外の七ヶ谷、川北、鯉江沢線、幾地線が今度、村で今後やっていくような方向も検討しているということなののでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今ほどのご質問にお答えしますが、今鈴木議員がおっしゃられたとおり、残りのところにつきましては、直営のスクールバスが必要台数ありますので、そちらのほうで今のところ対応できるかということで考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 教育関係者のお話をお伺いしたところ一番問題にしているところは、バスを1台、2台でピストン輸送となるような状況が非常に好ましくないと。その間で1時間近い開きが出てくるということで、こういった検討はないということよろしいですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

今鈴木議員がご指摘のとおり、そういったピストン輸送になりますと、学校に到着する路線、限られた路線が遅れるとかそういったことがあってはなりませんので、今の現状ではそういったピストンにはしないでも可能だという検討をしております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それで、これを検討をした段階でいつぐらいからとかという考えはございますか、運行を切り替えるという。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 新潟交通観光バスの2路線が維持されるということが、もしそれが決まれば、残りの路線については令和7年度からということで検討しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 令和7年の4月から新規入学される、4月から新しくそういった路線の変更になる可能性が高いということですか、それとももうほぼほぼその方向で進めているということですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） その可能性が高いということですね。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今回やはり特定財源を使っているということで、バス会社を村のほうで切り替えると特定財源を使えないというようなお話でしたけれども、5年度に関しましては3,220万円、バス会社のほうに補助という形で行っておりますけれども、6年度も3,280万円、また少し上がったような形で支払いが予定されています。バス会社、2路線になった場合は、この金額というのでも2路線分が変わってくるということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのご質問についてですが、今は赤字補填ということで行っておりますけれども、来年度の運行形態であるとか経費の面につきましては現在協議中でありまして、まだ何も決まったものはありません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、子供たちの足が一番心配というような回答もございましたし、私もそのところを非常に心配しているところであります。やはり学校をせっかく統合したのにバスで送り迎えするよというような形で安心して通学してもらおうというような約束事でしたので、その辺も今後子供またその父兄に負担がかからない、不安に思うようなことがないようにしてもらいたいと思いますし。

最後に、デマンドタクシーを住民の地域の足としているというような答弁でございましたけれど

も、今現在ライドシェアというようなタクシーの運行を今国のほうでも検討しており、今度全面解禁にするのではないかなというような話でしたけれども、そういったライドシェアにつきまして、このバスの代替のアイテムに1つ加えていくような考えはございますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） ライドシェアにつきましては、今後その選択肢の1つ、可能性としてはあるかとは思いますが、まず令和2年度からうちの村ではデマンドタクシーが本格的に始まったところでありまして、住民の皆さんにも徐々にではありますがなじんできているということもありますので、まずはこのデマンドタクシーの拡充ということを優先して進めてまいりたいと考えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、これで私の1番目の質問を終了させていただきます。

○議長（小澤 仁君） 2番目の質問を許可します。鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、2番目の質問です。

今年はまだ既に3件の人身被害が県内で発生したと言われております熊の問題についてです。今年回県内の熊の出没警戒注意報が発令されましたし、本来冬眠に向け餌を求める広範囲に移動する時期に多く目撃されておりますが、今年は春から村内でも多くの目撃情報が寄せられ、広報無線による注意喚起がされました。これから秋に向け、熊の活動が活発になります。昨年のような民家に侵入し対応に苦慮した事案を反省しますと、対応については、地元猟友会など関係機関との連携が必要と考えますが、人身被害の危険性が高い場合の熊の出没対応について伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 熊の出没への対応についてでございますが、熊出沒の目撃情報があつた場合には、広報無線や防災メールを活用して注意喚起を行っております。議員ご指摘の住宅地への出沒など人身被害の危険性の高い場合には、広域無線や防災メールに加えて、村の交通安全指導車での巡回、近隣施設等への連絡を行うこととしております。また、猟友会に対しまして追い払いや捕獲をお願いするほか、警察、消防に連絡をし安全確保などへの協力を要請することとしております。そのほかにも、保健所にも連絡をすることとなっております。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 猟友会に対し追い払いや捕獲をお願いするということですが、猟友会との協議というのはされているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 関川村有害鳥獣被害防止対策協議会、そちらのほうにアドバイザーとして関谷、女川、両猟友会の分会長の出席を求めておりまして、そちらと連絡等は取らせていただい

ております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでありながら、昨年はまるっきり猟友会との連携が取れていないような対応だったと思いますが、具体的にどういった対応をされていかれるおつもりでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 熊の出没の情報が来ますと、多分農林課か総務課のほう、住宅については総務課のほうの対応になりますけれども、そちらのほうとうちのほう両方の課で協力しながら、取りあえずまず第1報としましては、両分会長に連絡、その場所によりますが、関谷分会か女川分会、そちらの出没の場所に近いほうの分会長に連絡を取らせてもらいまして、そこから分会長から猟友会のメンバーの方に出てもらうという連絡方法になると思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 連絡が取れなかった場合はどうされるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 今現在携帯電話の時代でありまして、今まで連絡が取れなかったということはございませんけれども、もしそのようなことがあれば、村のほうからですが直接猟友会の方、近くの出没した地区の近い猟友会の方にお問い合わせということになるかと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 実際昨年猟友会の会長と連絡が取れなかったということで、大分苦慮されたというふうにお聞きしますが、その点で、今回そのようにしますとは言いますが、会長と連絡が取れなかったときの連絡網自体が構築されていないのではないかと思います、その辺これからどうされていくのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 昨年の出没のときに連絡取れなかったというのは、すみません、こちらで把握しておりませんが、今後、猟友会の会員の方の名簿もありますので、両分会長さんと協議して連絡網の整備をしていきたいと思えます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） そうですね、連絡もきちっと整備してもらいたいと思えます。それで、実際猟友会が警戒に当たったり対処に当たった場合、民家、または夜間発砲できないわけですが、その対応について猟友会でもどういった対応をすればいいのか苦慮しているところですが、何か猟友会にこういったことをしてもらいたいというのは実際あるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） まず第一番はやはり住民の皆さんの安全が第一だと思いますので、その

辺については、県、警察、消防等の協議の結果、どういふことをお願いするかということとは決まってくると思いますので、その都度協議をしていくことになると思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 猟友会のほうでも確かに熊を目の前にしてどうすればいいか発砲もできないというような状況が確かに昨年もあったわけですが、今警察に許可を申請すると、その場で民家でも発砲できる安全確保の上、また夜間でも発砲の許可が下りるというようなことも聞いておりますし、また麻醉銃の使用なんかも検討したらどうかなというふうに思うのですが、その2点お伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。

すみません、一問一答なので最初のほうからでいいです。（「夜間発砲」の声あり）夜間発砲とか住宅の発砲ですね。

答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） やはりその状況状況によって違うと思いますので、警察、県の指導が一番になってくると思います。そのようにそのときの協議によって変わるとと思いますので、今この場で実際こういうふうにとすることはちょっと申し控えさせていただきます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） では、麻醉銃の使用についての考えをお伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 麻醉銃についても、新潟県猟友会村上支部のほうで許可を持っているというふうに聞いておりますので、警察、県との協議結果で麻醉銃の使用が必要だと判断すればそちらのほうに連絡を取って出動してもらうことになると思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 分かりました。本当にこれから具体的な検討を進めていただきまして、熊の対応にすぐ取りかけられるような、対応できるような状況になっていただきたいと思います。

以上で、2つ目の質問を終わらせていただきます。

○議長（小澤 仁君） 3番目の質問許可をします。鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 3つ目の質問です。带状疱疹の予防接種について伺います。

带状疱疹は、50から70歳の免疫が低下する頃に3人に1人感染するといわれ、症状も人それぞれで重度になると激痛で動くことも困難になります。現在の制度で、令和7年度より65歳定年、または65歳まで雇用確保が義務化されます。また、65歳を過ぎても再雇用や再就職で就労する方は少なくありません。そこで带状疱疹により就労できないことのないように予防接種をされる方がいます。特に重症化を経験された方は予防接種を希望されるそうです。しかし、予防効果の高い不活化ワク

チン接種は4万円と大変高額で、接種にちゅうちょする方も少なくないのも事実です。そこで、村でワクチン接種を補助し、痛みで大変な思いをされることのないよう望みますが、村長の考えをお伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） ワクチン接種への補助についてのご質問ですが、带状疱疹ワクチンは現在全額自己負担の任意接種に位置づけられており、高いものは今ほどお話ありましたように4万円程度かかるとお聞きをしています。そのため全国で独自に接種費用を助成する自治体も増えてきております。村でも補助の必要性を判断するため、以前から国が予防接種法で定める定期接種に指定し接種費用を公費で助成するとの情報もありましたので、県内や近隣市町村の動向も含め情報収集を行ってまいりました。このような中で、今年6月頃ワクチンの有効性や安全性が確認され、厚生労働省の専門家委員でワクチンを定期接種に含める方針が了承されたとの報道発表がありました。今後さらに対象年齢やワクチンの種類など詳細について議論が行われ、最終判断がされることになるようであります。村としましては、国が定期接種に位置づけることにより費用の一部もしくは全額が公費負担となるため、まずは国の動向を注視し、国の判断を待った上で、それに合った村の対応を考えてまいりたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今回は村のほうで国の判断を待つというような回答でしたけれども、私も、県内14自治体で導入されておりまして、今年導入がそのうちの11自治体、それでちょっといろいろ調べてみたんですけれども、1つの自治体、人口が8,500人くらいの規模の自治体ですが、対象者が4,000人、8,500人のうち4,000人が50歳以上ということで、大体予算70万円を当初予算で今年度つけたそうです。実際それを要望した接種者が8月末現在で18名ということで、予想よりも全然下回っているような状態です。確かに高額なものですから、全額負担ではなく、2分の1助成であったり、そのうちの3分の1助成というくらいの規模でやっておられるので、自己負担があるということでもちゅうちょされる方がおられるようです。村内にそのパーセンテージを充てると、約対象者が2,500人くらいになるかなというふうに思われますし、予算的にも20万円から30万円くらいで済むのではないかと思います。来年度予算に組み入れるような考えはございませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 先ほど村長の答弁にもありましたように、現在国のほうで検討がされております。一部報道によりますと、早ければ来年度からそういった定期接種に入れられるというような報道もございますので、まずは国の動向を見て、村としてどういった対応が必要になってくるのか、定期接種になると、例えばインフルエンザの高齢者の接種ですとか、村で市町村で接種を行わなければならないというふうなことで位置づけもされますので、そういったところも見なが

ら、来年度予算も含めて検討していきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） コロナが非常に蔓延する前に議論されて、もう入れるぞというようなところでちょうどワクチンにそれを切り替えたという経緯がございました。今回またワクチンを少し国のほうで補助するような考えも何か話に出ておりますので、もしかしたらこっちのほうも、全額にはならないのかななんて今自分考えているところです。もしあれでしたら、最初に当初予算で組んで、村で一部助成、それで国からも来たらそれにプラスするというようなことも可能だとは思いますが、国を待たずに行って、もう来年からすぐできると思うのですが、そういった考えはございますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 議員がおっしゃられるように、予防接種法の定期接種に入ってきますと、A類、B類ということで分かれておりますが、A類に指定された場合には9割程度が普通交付税ということで措置されますし、B類ですと、3割程度ということで措置があるということでございます。ただ、まだそういったところもはっきりしてこないということもございますし、コロナ発生前の検討の時点の情報でございますけれども、例えば人から人への感染とか、そういう感染症でないということもあって、国でもなかなか検討が進まなかったということもございます。これが、今言ったように人から人に感染するというようなものであれば、急ぐ必要もあるかと思うんですけれども、村としてはまず国の動向あるいは近隣の状況を見ながら判断していきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 私は、带状疱疹をされた方から非常に助けを求めるような陳情ではないですけれども依頼されまして、もう生活もままならないと、もう带状疱疹の痛みが、万が一副作用が発生すると、痛みが消えないような状態が20年以上も続くというような事例もあったということで非常に恐れていると。ぜひとも村のほうで少しでも考えていただけないかなということだったんですけれども、もうやっぱり国の位置づけを待つしかないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 国の位置づけがされなければ補助しないということではなくて、そういう動向を見ながら、例えば国で位置づけしないというふうになりましたらまた近隣の状況とか、その辺を見ながら村として判断したいという考えでございます。なお、带状疱疹以外にもいろいろほかの病気のワクチンもあるわけですので、その辺りも見ながら、何を優先するかとか、そういうふうなことも考えていく必要があるのかなと思っているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 分かりました。村ではやらないという回答、もう変わらないようですので、私の質問をここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小澤 仁君） 次に、3番、川崎哲也さん、最初の質問を許可します。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。私からは2つ質問がありますが、まず1つ目の質問です。

住民向け行政出前講座開設を。住民向け出前講座は、集落や学校、その他住民団体の要望により、行政職員が自治体の施策や制度、事業、取組等を説明するために出向く講座であり、近隣市町村においても、講座内容、講座数、テーマ等に違いはあれ、多くが出前講座を開設しております。地域づくりや地域課題の解決は行政主導、行政依存ではなく、住民の主体的な取組が重要であり、そしてその重要性は今後ますます増大すると考えます。住民が村の実情や行政の方針、施策、制度を自ら学び、それらを活用できるようになることで、地域づくりや地域課題の解決に積極的、効果的に取り組むことができると考えます。地域づくりへの住民の主体的積極的参加と意識は、職員の業務負担軽減にもつながります。また、行政の各種制度説明や手続方法など窓口で職員が個別に対応しているようなものも、出前講座で集落や住民団体に対して講座という形でまとめて説明し、制度を複数名で学ぶことができれば、それも職員の窓口対応の負担軽減にもつながると考えます。住民向け行政出前講座は、住民の主体的な地域づくりへの取組と意識の向上、また職員の負担軽減の役割を果たす事業だと考えています。村では今後住民向け出前講座開設の考えはあるか、お伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 川崎議員のご質問にお答えをいたします。

行政による住民向け出前講座についてでございますが、地域づくりや地域の課題解決のためには、村民自らが学び、そして主体的に取り組んでいただくことが、議員のご指摘のとおり大変重要であると私も感じております。職員の集落等への派遣につきましては、現在も要望に応じて行っているところですが、講座メニューを示していないということでなかなか声が上がらないというのは実態なんだろうなと思います。そうした点からも、また住民の方々が行政の施策に関心を持っていたくという点からも、出前講座の開設の必要性は感じているところでございます。村としましては、他の自治体の先行事例があるようでございますので、そういったものを参考にしながら出前講座の取組について検討を進めてまいります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 出前講座の重要性とか必要性を感じて、講座開設、取組を進めるということでありありがとうございます。地域創生という言葉が聞かれ始めて10年ぐらいたっているんですけども、一方なんか地方はどんどん疲弊していく中で、地方創生というのが間違っていたわけではなくて、やっぱり地方創生の主役である住民の関わりが少なかったのかなというのがありまして、今回の出前講座というのは、住民の主体的なまちづくり、地域課題解決に関わる意識を育む場となり得

るところだと思いますので、前向きに検討していただけるということで、ありがたいんですけども。ただ、役所の方が検討しますというときは、実際にはそれはやりませんということだと、先輩議員からちょっと冗談かもしれませんが、伺ったんですけども、出前講座開設に関してまだ計画段階、企画段階かもしれませんが、こういうことを計画していますよということを、広報とかホームページで住民にお伝えすることはできるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それではお答えいたします。

今話をしているのは、生涯学習の観点もありますので教育課と話をしておりますけれども、イメージ的には、ほかの自治体も大体同じだと思いますが、各課から講座のメニューを出して、一覧表にして、ホームページなり広報なりで周知をして呼びかける、そしてそのときに、そのほかにもこういう話が聞きたいということがあれば申し出てくださいというようなことにして、最初は数は少ないかもしれませんが徐々にメニューを増やしていく。そして、受講してみたいなという、受講というか話を聞いてみたいなという人が少しずつ増えてくればいいかなというような、そんな話を庁内でしているところでございます。よって、決まれば、当然ながら広報などでお知らせをして、どうぞ話を聞いてみませんかということで呼びかけをしていくということになります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 今ほどの話だと庁内で大体の出前講座のことが決まれば、住民周知という順番になるのでしょうかね。その計画の段階で住民にこういう出前講座を考えていますということ伝えることで、企画の段階でもう住民の関わりを持たせるという意味で、私はちょっと提案させてもらったんですけども、あと、住民のほうが多分なことを学びたいのかということも、役所のほうでも知ることできると思いますし、企画の段階でもう最初からいつするとは明示しなくてもいいと思うのですけれども、企画の段階で住民に広報とかでお伝えすることは可能でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、まずメニューを示して、そのほかにもこんな話を聞きたいということがあれば、加えていくということは十分可能だと思いますので、今回この出前講座の企画はそんなに難しい話ではないのかなというふうに考えております。よって、住民の皆さんの意見を聞かないわけではないですけども、まずはメニュー出しをして、その上で進めていけばいいのかなというような、今のところはイメージを持っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 分かりました。出前講座開設のもう1つの目的なんですけれども、役場職員の負担軽減というのがあります。出前講座開設に当たっては、最初は役場職員の負担にも確かな

と思います。新しい事業を始めるわけですし、あと講座開設のための準備もありますし、講座が始まればまた職員派遣とか講座の準備とかがあると思いますが、ただ、講座の仕方というのですか、形式スタイル次第では、住民の自発的な学びの意欲が高まって、結果的に職員の負担軽減となる、そういう講座の形式も私学んでいて、いわゆるファシリテーションとかワークショップというのがあるんですけども、それはご存じでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 知っているかという質問ですか。（「はい」の声あり）答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 私はワークショップとか何でしょう、参加したことがありますので、存じ上げております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） その形式だと、今の課長のお話であるように、ワークショップとかの講座と、情報を得るとか知るとか、いわゆるインプットから、それから人に自分が学んだことを人に伝えるとか教える、要はアウトプットですね、そういう訓練にもなる講座です。ですので、受講者が学んだことを家庭とか地域それから関係する団体に持ち帰って、そこも学びの場になると。そういうことで、そういう場が村内各地で増えれば、住民の皆様も、行政の施策とか制度、それから手続のようなものも1回1回役場の人に聞きに来たり、お願いする必要もなくなって、次第に役場職員の負担も減りながら、住民の地域づくり、課題解決の参加意欲も増していくと思うんですけども。今言ったファシリテーションとか今回の出前講座、もし開設するようであれば、ファシリテーションとかワークショップ形式というのでも検討していただけないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議員が最初の部分でおっしゃったのは、要は行政の様々な施策等を理解をしていただくための出前講座ということです。ファシリテーターを置いてするとワークショップというのは多分何かの課題について、課題解決のためにどうしたらいいかと知恵を出し合っただけということなので、それは行政の政策立案のためのワークショップとかいうのはありだと思うんですね。ただ、行政の施策をもっと住民の方に知っていただくための出前講座とはちょっと種類が違っていると私は思っていて、例えば、村の地域活性化のために若者の意見を聞きたいとかというときには、場合によってはファシリテーター、先生呼んできて、若手集めて、いろんな課題解決のための議論をしようというのがあるんですけども。それはまた村の行政の施策の周知とかちょっと違うので、我々今考えているのは、村の様々な政策等を広報でお出ししていますけれども、なかなか分からない、興味がない、そういう方々にしっかり、今それぞれの行政がどんなことをしていますよとこういうことをしていますよとまず知っていただくと、そのための出前講座を、まず第一歩で進めていきたいと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 分かりました。私が考えていた出前講座の1つの形として、ワークショップとかファシリテーションというのもありなのかなと思ったのですが、これからの検討材料になっていただければと思います。

以上で、1問目の質問は終わります。

○議長（小澤 仁君） 2問目の質問を許可します。川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 続きまして、2つ目の質問です。

農協地域計画について。令和6年度に入り、食料農業農村基本法の改正や、県域農協の合併、地域農協合併など、地域農業の在り方が今後大きく変わっていくことが予想される中で、村の農業の継続発展のためには、村の農業政策の方向性を示すことが急務と考える。そのような状況の中で、関川村が令和5年度から取り組んでいる地域計画（地域の農業の将来の在り方を検討し定めるもの）の策定について、以下3点を伺います。

1、計画策定の進捗状況は。

2、計画策定において関係機関（農業委員会、JA、土地改良区等）との協力、連携体制はどのようなになっているか。

3、計画策定に当たり、村内の農業者や地域住民との話し合いが持たれ、農業者の意向や村の農業の課題などが改めて見えてきた中で、村としてはどのように農業者を支援し、村の農業の課題解決、発展に取り組むのか。

以上、3点よろしく申し上げます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） まず農業地域計画につきましては、これからも継続的に営農が続けられるよう、10年後を見据えて策定するものでございます。

1点目の計画の進捗状況についてですが、現在、両関・四ヶ字地区、霧出地区、七ヶ谷・九ヶ谷地区、湯沢・川北・高田地区、女川地区の5つの地区におきまして、令和6年度末の完成を目指し、話し合いが進められているところでございます。具体的には各地区1回から3回程度会議を開催しており、中には十数回会議を開いている地区もございます。現在図面の素案を作成をしているところであり、稲刈り後に各5地区の地域計画案を提示し、再度協議していただいた後、地域計画を取りまとめることとしております。

次に、関係機関との協力連携体制につきましては、各地区の計画が策定できるよう、地域住民、農業委員会、農協、土地改良区と一緒に話合いを進めているところであり、各地区の計画を基に、今後地域農業を守り担っていく方々に対し必要な支援を実施していくことになります。

3点目の農業者への支援、課題解決、発展への取組につきましては、経営発展に向け、営農に積

極的に取り組む農業者に対する補助事業の活用や農業法人や親元農家等への新規就農者のフォローなどを引き続き実施していくほか、地域ごとの実情や課題を基に策定されます地域計画に基づき、これからの農業を担う農業者や地域の皆様とコミュニケーションを図りながら、条件やニーズに合った支援を実現し、前向きに農業に取り組む環境が整備され、地域農業が維持されていくよう、関係機関との連携協力に努めてまいりたいと考えています。いずれにしましても、継続的に営農ができるよう、また農地が守られ次世代に引き継がれていくよう、地域計画を策定したいと考えています。また、村としては、地域計画づくりを1つのきっかけとして、地域や集落全体の将来を考えるきっかけにつなげていきたいと考えているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。今、地域計画は取りまとめ中ということなんですけれども、地域ごとに話合いの回数とか頻度が違うようなんですけれども、この話合いというのは、計画取りまとめ中も継続的というか定期的に行われているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 今までの地域計画の集りというのは、10年後の農地、この農地は地区で誰が担っていくとか、そういう図面作りをやっておりました。それを基に、この後、稲刈り後ですけれども、国が示している計画書に伴いまして、それぞれの地区の計画を策定していくということと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） では、稲刈り後にもう1回話合いの場があるということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 先ほど言いましたように、図面を基にその確認及び今後の農業に対するそれぞれの考え方を取りまとめた計画となっていくと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） そこは取りまとめたものを地域に持って行って、それを見てもらうという感じで話合いはしないということなののでしょうか、要は、例えばこの春から今まででも、米騒動とかあったり、あと米の仮渡し金も過去20年で最高になるとか、いろいろ状況が変わっている中で、改めてもう1回話し合う機会というのもあってもいいんじゃないかなと思ったんですけども、話合いはされるのでしょうか、稲刈り後の協議とは。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 今ほどの議員のお話のとおり、今後の農業になりますので、その辺も含めて、10年後の農業をどうするかということを各地区の皆さんのほうに考えてもらいながら、計画を策定していくことになります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

次の2点目の関係機関との協力なんですけれども、関係機関が集まって話合いが持たれているようなんですけれども、この関係機関の中で、農協さんとか振興局とか、もう少し大きなビジョンで、地域の農業の将来とか農村全体の展望とかそういうのは話ししたり共有されたりしているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 今ほどの質問ですが、各地区、こちらのほうの計画を取りまとめた後、そういう話合いの場ができていくのかなと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 分かりました。話合いの内容とか実際に地域計画の話に参加した人に聞くと、担い手不足はどうするとか、所得向上はどうするとか、次の農地どうするとか、そういう何か細かい部分の話はよく聞くんですけれども、その先にある全体像というのがなかなかちょっと見えてこなかったんで、そういうことも話し合えばいいのではないかなと思ったんですけれども、今回そういうことを考えるための地域計画作成だということで理解しました。

最後、3点目の農業者へのこれからの支援についてなんですけれども、地域ニーズに合わせた支援というのはすごく大事だと思うんですけれども、例えば国であつたり県の施策とか、その補助金はなかなか地域の農業に合っていないかなと思うこともあるんですけれども。例えば関川村で言うと、小さい農家さん、家族経営の農家さんとか応援することで、そういう人たちが増える。結局農家さんたちは地域の行事とかお祭りとか消防団とかPTAとか、そういうこの地域に住んでいることでそういったことの担い手にもなると思うんです。でも、国の施策だと大規模化とか省力化とか何かそういうふうな方向ばかり向いているんですけれども、村には村に合った農業のやり方があると思うんですけれども、そういうことを国とか県のほうに要望することはできるのでしょうか、地域の実情とか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 今議員のご指摘のとおり、やはり今までの農業というのは国は大規模化、経営の統合等を考えた施策で走ってきているのが事実だと思います。

ただ、今ほど議員からお話があったとおり、やはり中山間地の農業と平場の農業ではやり方等も違ってきますので、その辺は今後、県、国に要望を含めながら、村に合うような補助事業のことも考えていただけるように要望活動はしていきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。では、今回の地域計画策定に当たっては、そういつ

た地域の実情とかも国のほうに示していただいて、地域の農業が活性化するようにつなげていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで一般質問を終わります。

---

日程第5、報告第12号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（小澤 仁君） 日程第5、報告第12号令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

村長の報告を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第12号は、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

この報告は、法律の規定に基づきまして、村財政の健全化判断比率と資金不足比率について監査委員の意見書を付して議会に報告するものでございます。いずれの比率も、国で定めております基準を下回っており、そういう点では、村の財政はおおむね健全性を確保していると思っております。以上です。

○議長（小澤 仁君） 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書については、事前に配付されていきますので朗読は省略します。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

休憩します。13時15分まで。

午後0時11分 休 憩

---

午後1時15分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

日程第6、認定第1号 令和5年度関川村各会計の決算認定について

日程第7、認定第2号 令和5年度関川村下水道事業会計の決算認定について

日程第8、認定第3号 令和5年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について

○議長（小澤 仁君） 日程第6、認定第1号令和5年度関川村各会計の決算認定について及び日程第7、認定第2号令和5年度関川村下水道事業会計の決算認定について、並びに日程第8、認定第

3号令和5年度関川村簡易水道事業会計の決算認定についてを一括議題とします。

村長の説明を求めます。なお、詳細な説明は、これから設置する令和5年度決算審査特別委員会においてお願いします。村長。

○村長（加藤 弘君） 認定第1号から第3号、令和5年度決算の認定についてでございます。令和5年度の一般会計と6つの特別会計の決算につきましては、5月末をもって出納閉鎖し、会計管理者におきまして決算書が調整され、村長に提出されました。また、公営企業の下水道事業会計及び簡易水道会計につきましては、3月をもって決算書を調整しております。提出された決算書について、監査委員に対し監査の実施を要請し、このたびその意見が提出されました。決算書にその監査委員の意見書を添付し、また法の定めるところによりまして、主要な施策の成果を説明する書類を添えて議会の認定に付すものであります。十分にご審議の上、認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（小澤 仁君） これで村長の説明を終わります。

決算審査意見書については、事前に配付されていますので、朗読を省略します。

ただいま議題となっています認定第1号から認定第3号については、8人の委員で構成する令和5年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、8人の委員で構成する令和5年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

資料を配布するため、しばらく休憩します。

午後1時17分 休 憩

---

午後1時19分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○議長（小澤 仁君） お諮りします。令和5年度決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第7条第2項の規定により、ただいま配付しました令和5年度決算審査特別委員会の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後１時２０分 休 憩

---

午後１時２３分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

日程第９、議案第５６号 関川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第９、議案第５６号関川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第５６号は、関川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例でございます。これは、基準の一部を改正する内閣府令が公布された  
ことに伴い、村の条例を改正するものでございます。詳細につきまして、健康福祉課長に説明をさ  
せます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） それでは、関川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

当条例は、私立の小規模保育園などについて定めたものでございます。該当する保育園などは現  
在村にはございませんが、児童福祉法で市町村認可事業に位置づけられており、新たに申請があつ  
た場合、村で認可する必要があるため定めているものです。なお、このたびの改正は、家庭的保育  
事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い改正するも  
のでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第２９条は、小規模保育事業Ａ型の職員配置基準について、同様に第３１条は小規模保育事業Ｂ型、  
第４４条は保育所型事業所内保育事業所、第４７条は小規模型事業所内保育事業所の職員配置基準につ  
いて規定しておりますが、今回の改正は、いずれも職員配置基準を満３歳以上満４歳未満の児童は  
おおむね２０人につき１人以上から、おおむね１５人につき１人以上に、満４歳以上の児童はおおむね  
３０人につき１人以上から、おおむね２５人につき１人以上に改正するものです。説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。９番、平田 広さん。

○９番（平田 広君） 今の説明ですと私立保育園というような話でありますけれども、村の保育園  
は該当しないということではないのですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 村の保育園につきましては、この条例には該当をしない形でございまして、村の保育園につきましては特に村で条例を定めて、職員数についての条例は定めていなくて、国の基準が改正されると、それに従うというような形で運営をしております。

○議長（小澤 仁君） 5番、近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 5番、近です。先ほどの答弁ですと、これは実際村の保育園には該当しないということですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） この条例は該当しませんが、同じ内容で国でまた別な基準が定められておりまして、別な基準というのは基準名が別なもので定めておりまして、内容としては同様のものになってございまして、村の保育園でも、それに従って職員数を配置しております。

○議長（小澤 仁君） そのほかありませんか。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） では、別な法律のところでまず運営するということで、基準はやっぱこういう同じような格好で変わっているわけですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 村の保育園が該当する基準につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準というものが国でございまして、そちらで同じように4月から満3歳以上4歳未満の児童はおおむね20人につき1人以上から、おおむね15人につき1人以上に改正されておりますし、また、満4歳以上の児童はおおむね30人につき1人以上から、おおむね25人につき1人以上に改正されてございます。猶予期間がございまして、今年度中はこのとおり行わなくてもよいことにはなっているんですけれども、村の保育園はもう既にそれを満たしているという状況でございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10、議案第57号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（小澤 仁君） 日程第10、議案第57号新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第57号は、新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。具体的な内容につきまして、健康福祉課長に説明させますのでよろしくお願いします。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について説明いたします。

地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、令和6年12月2日から被保険者証などが廃止されるに伴い文言を整理するとともに、高齢者の医療の確保に関する法律などで定める広域連合及び関係市町村の処理する事務について整理するものです。

新旧対照表をご覧ください。

第4条において、後期高齢者医療制度の広域連合が処理する事務を定め、別表第1の事務は関係市町村が行うと定めておりますが、今回の改正で、第4条で高齢者の医療の確保に関する法律及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢医療の事務及びそれに付随する事務を広域連合が行うこととして定め、別表第1を削るものです。説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第57号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11、議案第58号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第6号）

○議長（小澤 仁君） 日程第11、議案第58号令和6年度関川村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第58号は、令和6年度関川村一般会計補正予算（第6号）でございます。

これは、脱炭素推進事業費、令和4年度豪雨災害の復旧工事費、道路修繕費など必要な事業費の補正を行うものでございます。詳細につきまして、政策監に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは、第6号の一般会計補正予算を説明させていただきます。

第1条で、歳入歳出予算の補正です。9,950万円を追加し、予算総額62億1,990万円とする。

第2条で、地方債の補正です。

初めに、12ページをお開き願います。

歳出からでございます。

2款総務1項総務管理費1目の一般管理費の職員給与費につきましては、臨時的任用職員の延長による不足分ということで、9月から3月、7か月分を補正するというものであります。

4目財産管理費、光熱水費で40万8,000円。旧大島保育園の利用に伴うものでございまして、電気水道ガス代であります。これらは使っている方から全額負担をいただくという予算組みになってございます。それともう一つが、消防設備点検委託料6万5,000円であります。

7目の地域振興費です。旅費と食糧費であります。オレンジページが主催いたしますおにぎり専門店の料理教室を東京都内で開催をすることになっております。そこに参加するというので、

職員等の旅費で19万円、食糧費は米代と食材の代金で20万円であります。修繕料の50万円につきましては、旧女川保育園の修繕であります。

それから、その下の11節の保険料7万円。地域おこし協力隊の住宅の火災保険料であります。

13ページ、12節の委託料です。設計積算委託料100万円、テレビ難視聴地域湯沢地区であります。が、共同受信施設の更新に伴う積算委託料であります。

18節の補助金です。地域おこし協力隊の住居修繕費補助金100万円。協力隊の住宅につきましては村が用意することになっておりまして、それを提供していただく家主さんが修繕する場合の補助金であります。脱炭素先行地域づくりの事業補助金として2,062万円。これはふるさとエネルギー株式会社への補助であります。3つございまして、小型風力発電事業、ど〜むと浄化センターです、その設置事業費。それから、太陽光発電の壁面パネル設置、安角ふれあい自然の家、女川ふるさと会館であります。そして、太陽光の垂直両面パネルとして、雲母の水源地にそれぞれ設置する事業であります。

3款民生費1項社会福祉費です。国県への精算返還金で60万5,000円です。

それから、4目心身障害者福祉費、県単医療システム改修委託料で20万7,000円、独り親家庭等の医療費助成の関係での改修であります。

それから、22節で国県返還金がございます。438万8,000円です。

15ページ、お願いいたします。

2項児童福祉費、こちらも国県の返還金で6万8,000円ございます。

4款衛生費1項保健衛生費、感染症予防費として、予防接種委託料1,565万2,000円。新型コロナウイルスワクチンの接種委託であります。

それから18節の補助金です。予防接種補助金2万5,000円。こちらも新型コロナウイルスのワクチン接種ですが、委託契約をしていない県外などの医療機関で接種された方に対する補助金であります。

4目の母子衛生費、国県の精算返還金で42万5,000円です。

5款農林水産業費1項農業費、畜産振興費で修繕料100万円、松平畜産団地の修繕であります。

11節の負担金につきましては、女川圃場整備の暗渠排水管工事、総事業費が増えておりまして、村10%の負担ということで454万6,000円計上しております。

17ページです。

2項林業費、林道の修繕です、100万円。新関沢線であります。

6款商工労働費1項商工観光費、補助金が2つありまして、金融対策事業補助金18万円。産業育成資金などの借入れをされる際に必要となります信用保証協会への保証料の補給ということでの補助金であります。それから、企業支援補助金、申請件数が増えておりまして、今後の申請を考えま

して、予算を計上するものであります、120万円です。

7款土木費2項道路橋りょう費、修繕料で700万円、箇所としては、荒川台、久保、旧女川小学校の付近の村道などであります。

それから、3項の河川費です。修繕料で250万円、7月の大雨の対応でありまして、桂川の土砂堆積撤去であります。

それから、19ページです。

9款教育費3項中学校費、会計年度任用職員の報酬17万7,000円、中学校で行います書道教室の指導者の報酬です。

4項社会教育費、歴史とみちの館の修繕で28万6,000円。それから文化財の保護費で委託料で150万円、旧土沢小学校のグラウンド周りの道路にはみ出ております桜などの支障木の枝切りであります。

5項保健体育費です。修繕料で50万円、村民会館アリーナの軒天の修繕であります。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費、工事費で4つ上げておりまして、令和4年8月豪雨の災害の関係でございます。桂地内の災害復旧、上野山地内の河川災害復旧、桂地内農業用水路災害復旧、内須川地内の農道復旧工事であります。測量委託につきましては、桂地内の災害復旧の関係でありまして、50万円であります。

続いて、歳入、9ページをお願いいたします。歳入です。

12款分担金及び負担金1項負担金です。小規模林地崩壊防止事業受益者負担金30万円。朴坂地内の治山工事の関係で受益者負担30%分であります。

14款国庫支出金2項国庫補助金です。子育て支援交付金、県単医療システム改修の関係で20万7,000円。10分の10の補助率であります。それから新型コロナワクチンの定期接種ワクチンの国庫補助金が10分の10で、1,079万円。特別支援教育就学奨励費国庫補助金12万4,000円、要保護児童生徒援助費補助金3万4,000円、いずれも対象となります児童生徒数が確定したということでの増額であります。

18款繰入金、基金繰入金です。農業振興対策基金繰入金450万円。女川圃場整備の暗渠工事分であります。起債の対象となりませんので、財源は基金といたしました。

2項他会計繰入金、介護特別会計からの繰入れです、850万円。

19款繰越金は、前年度の繰越金で3,309万7,000円です。

11ページです。

20款諸収入6項雑入です。せきかわ地域活性化センター光熱水費実費徴収金で40万8,000円、旧大島保育園であります。国県支出金過年度収入54万円、障害児入所給付費の関係であります。

21款は村債です。新エネルギー対策事業、脱炭素事業の関係で2,060万円。農林水産業施設災害

復旧事業として2,040万円であります。

最後に8ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正です。

先ほど21款の起債の関係です。総務管理債、脱炭素事業の関係で、過疎債でありますけれども、2,060万円増やすというものです。災害復旧事業債は2,040万円増やすというものであります。説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。まず初めに、12ページ。4目の財産管理費のところの説明の10村有財産管理費、消防設備点検委託料とありますが、消防の何を点検されるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） これは保育園の消防設備であります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 地域振興費の修繕料50万円、これは何の修繕でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのご質問ですが、女川交流館は旧女川保育園になりますけれども、今年の3月までは魚の移動販売で調理場を主に使用されていたわけなんです。それが今年の4月から総菜屋さんが入りまして、調理場だけではなくてほぼ全部屋を今使っている状況です。使用する場所が増えたことで修繕箇所が増加したものなのですが、具体的には、ガラスの入替え、あと雨樋・軒裏修繕、それから網戸の設置、それからトイレの水洗交換、シロアリ被害修繕などとなっております。以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） その上の職員等普通旅費ということで、都会のほうでおいぎりを作るというようなことでしたけれども、先般関川に來られたぼんごと何かコラボされるということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどの質問になりますけれども、先ほど政策監から説明があったようにオレンジページの企画になります。これについては、ぼんごさんにも協力していただきまして、村の米とかあとは食材をPRする機会となっております。開催日につきましては、10月13日、1日のみになりますけれども、2回の実施を予定しております。定員については各16名となっております。当日は村内農家からも数名参加する予定でありますし、また村職員も対応いたします。また、現地には行きませんが、村内の農家ともウェブでつながり予定で、村のPRを務めていただくことになっております。以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、ページ変わりました15ページ。予防接種委託料、予防費ですね。予防接種委託料、コロナのワクチン接種ということですが、9ページにあります歳入のところで、金額がこれに届いていないようなのですが、10の10ということでしたけれども。歳入とまた金額が違うというのは、どこからか持ってくるということですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 歳入の説明をさせていただきますと、9ページのこちらの補助につきましては、国からワクチン分の補助がまいります。そちらにつきましては、まだワクチン代が幾らになるかという公表がない中ではございますけれども、おおむねのところを示させていただきますので、それを基に算出してございますが、今のところワクチン代1万1,560円と見込んでおりまして、そのうち8,300円が国が補助すると、残りは個人負担になるというものでございます。

続いて、歳出の委託料の根拠でございますけれども、さらにワクチン代のほかに手技料ということで、医療機関の医師の技術料といえましょうでしょうか、そちらのほうもかかることとなります。それが、今想定しておりますのが3,740円ということでございまして、こちらにつきましては、手技料について全額を村で補助しようということで予算計上をさせていただいております。なお、この手技料分につきましては、定期接種に当たりますので定期接種のB類に当たりますので、3割程度が普通交付税ということで、村に入ってくるという予定になってございます。

それで今度、実際に個人負担、どれくらいになるかということになるかと思うんですが、そちらにつきましては、今の想定のところではいきますと、先ほどのワクチン代から国の助成金を差し引いた大体3,260円くらいが個人負担になるのかなということで、今想定しているところでございます。以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） ワクチンのところで、対象者というのは、年齢制限とかはないですか、村民全員ですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 65歳以上の方のまず大前提は村民でございます。村民で65歳以上の方、また60歳から64歳の方で重度の疾患のある方、こちらが対象となつてございます。これは国の対象と同じということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 16ページ、畜産振興費、畜産振興費修繕料、松平の畜産団地ということですが、内容について詳しく教えていただけますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 当初予定していました予算を使い切った関係で補正させていただいております。（「当初予定していたものを教えてください」の声あり）松平の畜産団地の排泥バルブ設置などをしました。その関係で、今後出てくる可能性のある修繕が出てきたときのための対応ということで計上させていただきました。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、19ページ、せきかわ歴史とみちの館管理費、修繕料、これについての詳細も教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今ほどの質疑に対してお答えします。

せきかわ歴史とみちの館管理費の修繕料でございますが、こちらは歴史館の展示室でございますけれども、その冷暖房制御機の交換で19万5,000円、あとその残りが歴史館の展示室の冷暖房冷却ポンプ、こちらを整備するということで、合わせてその金額ということでございます。以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 先日この近くで消防の演習で、実際はじいてやられたところで、私も見てきたんですけども、屋根が大分老朽化というのですか、上のところはかなりささくれているとか大分朽ちているような箇所があるんですけども、屋根は入らないのですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） この予算の中には屋根の部分は入っておりませんが、そのようになっておるのであればまた今後修繕を考えていかなければならないと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。15ページをお願いします。先ほど鈴木委員からもあったんですけども、4款衛生費のワクチン接種に関してなんですけれども、ワクチン接種に対する補助、国やそれから村の補助があるということは分かったんですけども、そもそも村はなぜワクチン接種に対してワクチン費用の補助をするのか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） こちらのワクチン接種自体につきましては、予防接種法で定められておりまして、予防接種法の第5条でございます。市町村長はA類疾病及びB類疾病のうち、政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって、政令で定める者に対し、保健所長、県でございますけれども、こちらの指示を受けて、期日または期間を指定して予防接種を行わなければならないということで義務づけられておりますので、ワクチン接種、予防接種をするというものでございます。（「何で村が補助をするかという答弁」の声あり）村の付け足し補助についてでございますけれども、こちら先ほども申し上げましたように普通交付税の対象にもなるとい

うこともございますし、また、近隣市町村の動向を調査しまして、村上市、胎内市、新発田市なども村と同様の補助対応をするということでございますので、近隣と遜色のない対応をしていきたいというものでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 補助の目的です、目的を教えてください。近隣市町村でやっているというのは分かるんですけども、なぜ村が補助するのか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 国のワクチン助成を除きますと、ワクチン代の残り、また先ほどの村で補助をするという手技料を足しますと約7,000円になります。これですとかなり高額になりますし、またインフルエンザのワクチン接種ですと1,600円くらいの個人負担でできるということがありますので、そういったところでワクチン接種をなかなか経済的に厳しい方もできるようにしたいということで、補助するというものでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12、議案第59号 令和6年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（小澤 仁君） 日程第12、議案第59号令和6年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補

正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第59号は、令和6年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）でございます。具体的な内容は、診療所事務長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 診療所事務長。

○診療所事務長（須貝博子君） それでは、議案第59号関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億350万円とするものです。

歳出からご説明いたします。

306ページをご覧ください。

1款1項1目施設管理費1節の会計年度任用職員報酬8万1,000円と、8節の費用弁償1万9,000円は、新型コロナウイルスワクチンの予防接種を行うために、臨時雇用の看護師を雇用したいために計上をお願いするものです。

10節需用費の修繕料は、修繕を行う予算の残が少なくなったために、15万4,000円を計上するものです。

11節役務費の通信運搬費は、本年12月2日で従来の被保険者証が廃止されるため、往診訪問先、また発熱外来で診察をする患者様のマイナ保険証での資格確認をオンライン資格確認のシステムを利用して行う必要があります。このため、通信料の増加を見込み4万8,000円計上するものです。

12節委託料の電子カルテ保守料1万4,000円は、この後に備品購入費で計上しています往診訪問先や発熱外来での資格確認を行うためのソフトウェアの保守料です。

同じく12節の廃棄物処理委託料10万円は、新型コロナウイルスワクチンの予防接種を行うことで、感染性廃棄物の量の増加が見込まれるために計上をするものです。

同じく12節の諸作業委託料5万6,000円は、診療所の清掃をお願いしている方が都合により休むときにシルバー人材センターに清掃を委託するために、増額をお願いするものです。

17節備品購入費の内訳としまして、電子処方箋の導入に伴い、ソフトの購入に164万円を計上しております。これまで紙で発行していた処方箋を電子化します。国では2025年3月までにほぼ全ての医療機関で導入することを目的としております。

次に、往診訪問先や発熱外来でのマイナ保険証での資格確認のためのソフトの購入に約18万円を計上しております。

次に、往診訪問先、発熱外来でマイナ保険証による確認を行うために、ICカードリーダーの機能があるスマートフォン等が必要になります。現在業務用携帯電話がございますが、これをスマー

トフォンに変更するために5万円の計上をお願いしております。

続きまして、307ページの医業費の需用費では、新型コロナウイルスワクチン接種を行うための消耗品に5万円、医薬材料費としましてワクチン代購入のために500万5,000円の計上をお願いしております。

次に、歳入についてご説明いたします。

304ページをご覧ください。

1款1項1目1節診療報酬費は、新型コロナウイルスワクチン接種の個人負担金と村からの委託料を見込み、計上しております。

5款1項1目1節の前年度繰越金は、67万7,000円の計上です。

7款1項1目1節の医療提供体制設備交付金は、電子処方箋の導入と、訪問オンライン診療ソフトの購入に対しての補助金を見込んでおります。補助金の基準等は、電子処方箋は事業費の54万2,000円を上限にその2分の1の補助となっております。また、訪問オンライン診療ソフトの購入に対しましては、事業費の17万1,000円を上限にその4分の3が補助となっております。説明は以上となります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第59号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第59号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第60号 令和6年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小澤 仁君） 日程第13、議案第60号令和6年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第60号は、令和6年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。具体的な内容は、健康福祉課参事に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課佐藤参事。

○健康福祉課参事（佐藤恵子君） 議案第60号令和6年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,350万円を追加し、総額を9億6,260万円とするものです。

歳出から説明いたします。405ページとなります。

5款1項2目償還金は、介護保険過年度精算金として、令和5年度の実績に伴い、3,500万円を国県に返還するものです。

5款2項1項1目一般会計繰出金も、令和5年度の実績に伴い、8,500万円を一般会計に返還いたします。

続きまして、404ページをお願いいたします。

歳入です。

8款1項1目、今ほど説明しました償還金、一般会計繰出金の財源として繰越金を充てるものです。説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第60号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第60号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第60号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(小澤 仁君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後2時10分 散 会